

居宅療養管理指導(介護予防居宅療養管理指導) 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人恵仁福祉協会が開設する訪問看護ステーション真田（以下「事業所」という。）が実施する居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）の適正な運営を確保するために、必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、居宅療養管理指導の円滑な運営管理を図るとともに、事業所の看護師その他の従業者（以下「看護師等」という。）が、要介護状態または要支援状態にある利用者（以下「利用者」という。）に対して、適正な居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所が実施する居宅療養管理指導(介護予防居宅療養管理指導)の看護師等は、利用者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る事を目的とする。

2. 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者、その他保健・医療・福祉サービスを提供する事業者との綿密な連携に努めるとともに、関係市町村、地域包括支援センターとも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	訪問看護ステーション真田
所在地	長野県上田市真田町長7141番地1
TEL	0268-72-2910
FAX	0268-72-8010

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事務所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 看護師1名（常勤職員）

管理者は、事業所の従業者の管理及び事業の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、自らも事業の提供に当たるものとする。

(2) 看護師 2名以上

看護師等は、医師の指示に基づき、居宅を訪問し、利用者または家族に対し、居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）を行うものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事務所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

営業日：月曜日から金曜日（ただし、年末12月30日～翌年1月3日を除く）
営業時間：午前8時30分～午後5時30分。

（事業の内容）

- 第6条 居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）の内容は次のとおりとする。
1. 利用者または家族からの介護全般に関する相談等に応じる。
 2. 居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）に対し、居宅サービス計画の作成等に必要情報を提供する。
 3. 利用者または家族に対し、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言を行う。
 4. その他療養生活の向上のための指導・助言を行う。

（通常の事業の実施地域）

第7条 上田市

（利用料その他の費用）

- 第8条 居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）を提供した場合の利用料は、次のとおりとする。
1. 法定居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とし、居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）が法定代理受領サービスであるときは、その額の1割とする。
 2. 居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）に要した交通費については、実費を徴収する。1kmにつき30円（外税）とする。
 3. 前項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ利用者またはその家族に、費用について文書で説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
 4. 負担金は、当月料金の合計額を翌月末日までに、指定の金融機関の口座から引き落とし、または、請求書に記載された口座に振り込みとする。

（事故処理）

- 第9条 居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行い、記録など必要な措置を講ずるものとする。
2. 利用者に対する居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）の提供に伴い、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合に、速やかに損害賠償を行うものとする。

（相談窓口及び苦情の対応）

第10条 居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、窓口を設置し、解決に向け調査の実施

及び改善の措置を講じ、利用者、家族に説明するものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第11条 本所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 本所はサービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(個人情報の保護)

- 第12条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いについて努めるものとする。
2. 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、関係機関・医療機関への情報提供については、あらかじめ文書により利用者の同意を得るものとする。
 3. 事業所は、個人情報の保護に係わる規程を公表する。

(その他運営に関する留意事項)

- 第13条 事業所は、看護師等の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。
2. 看護師等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 3. 看護師等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、看護師等でなくなった後においても、これらの秘密を保持させるべき旨を看護師等との雇用契約の内容とする。
 4. 従業者に対する贈り物や飲食等のもてなしは受けないものとする。
 5. 事業所は、訪問看護に関する記録を整備し、その完結の日から2年間（事故及び苦情に関しては5年間）保存するものとする。
 6. この規程に定める事項の外、運営の関する重要事項は社会福祉法人恵仁福祉協会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
 - 7 本所は、施設の見やすい場所に運営規程の概要並びに職員の勤務体制、利用料、その他のサービス選択に関する重要事項を閲覧可能な形のファイル等で備えおくこととします。

(附則)

この規程は、平成21年4月1日より施行する。

(令和3年4月1日一部改正)

この規程は、令和3年4月1日より施行する。